

# 被扶養者の認定要件について

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の特定扶養控除の要件見直し等が行われたことを踏まえ、**令和7年10月1日**から次のとおり変更します。

- **対象者**…19歳以上23歳未満の被扶養者（ただし、組合員の配偶者を除く）

現 行	変 更 後
認定対象者の年間収入が <b>130万円</b> 未満	認定対象者の年間収入が <b>150万円</b> 未満

- ・年間収入以外の要件は変更ありません。
- ・対象者は12月31日現在の年齢で判定します。

例) 令和7年(2025年)の対象者 平成15年(2003年)1月2日生～平成19年(2007年)1月1日生  
令和8年(2026年)の対象者 平成16年(2004年)1月2日生～平成20年(2008年)1月1日生

上記記事に関するお問い合わせは

保健課 ☎028-615-7816